

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第3359号)

令和8年7月7日

横 情 審 答 申 第 3359 号

令 和 8 年 7 月 7 日

横浜市長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松 村 雅 生

個人情報の保護に関する法律第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和7年5月14日健障推第437号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「旭区基幹相談支援センター（ご担当特定個人A＋記録係の女性）特定地域ケアプラザにて、特定個人B（子）の支援を求め相談した記録 数回相談時のもの」の保有個人情報不開示決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「旭区基幹相談支援センター（ご担当特定個人A＋記録係の女性）特定地域ケアプラザにて、特定個人B（子）の支援を求め相談した記録 数回相談時のもの」の保有個人情報保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和7年1月21日付で行った上記1記載の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の不開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の不開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第1項に規定する保有個人情報を保有していないため不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 本件保有個人情報は、障害者相談支援事業の受託先である社会福祉法人型地域活動ホーム（基幹相談支援センター）で管理及び保有するものであることから、委託元への提出を求めておらず、保有していない。
- (2) 基幹相談支援センターの相談員が実施した相談記録については、受託者が管理及び保有し、委託元である横浜市への提出を求めていない文書であることから、本件保有個人情報は、作成又は取得しておらず、保有していないため不開示とした。

## 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び主張書面において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、対象文書の全部開示を求める。
- (2) 不開示決定通知書の記載から、健康福祉局障害施策推進課と基幹相談支援センターとが、委託と受託関係にある旨が分かる。それならば、指導監督責任が行政として当該課にあると思われる。当該課が当該文書を委託先である基幹相談支援センターから入手して、審査請求人に開示対応する、又は、基幹相談支援センターに対し、審査請求人に開示対応するように指示する、などを、委託元行政機関として行うなど、担当行政課として適切な対応を求める。

- (3) 不開示決定通知書に、当該課と社会福祉法人である基幹相談支援センターの委託・受託関係が記されており、基幹相談支援センター「で保管、保有するものであることから、委託元への提出を求めておらず、保有していないため。」とあるが、それを証するものの添付がない。
- (4) 委託元という故をもって、不開示とすることが理解できず、不当である。そのため、委託元への報告や連絡及び文書提出等を含め、一切求めているかなどの有無や程度も含め不明瞭で分からない。

## 5 審査会の判断

### (1) 旭区基幹相談支援センターに係る事務について

基幹相談支援センターについては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条の2に基づき、事業及び業務の実施を社会福祉法人型地域活動ホームに委託している。基幹相談支援センターには、契約期間終了時に事業実績が分かる統計報告書の提出を求めているほか、現地での中間検査の実施や相談員連絡会の開催をしている。

### (2) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、開示請求書の記載から、旭区基幹相談支援センターの相談員が特定地域ケアプラザにて複数回行った審査請求人の子に関する相談対応に係る記録（以下「相談記録」という。）と解される。

### (3) 本件保有個人情報の不存在について

ア 実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

- (ア) 基幹相談支援センターの相談員の相談記録は、受託者が管理及び保有しており、委託元である横浜市と受託先との間の委託契約において相談記録や相談内容に言及した条項はなく、契約事項にないため、相談記録の横浜市への提出は求めている。
- (イ) 基幹相談支援センターの相談員が実施した相談に関して、国等の統計報告に必要な件数については報告があるが、相談記録は実施機関において保有していない。
- (ウ) 基幹相談支援センターに対して、契約期間終了時に提出が求められている事業実績が分かる統計報告書には、相談記録は含まれていない。
- (エ) 現地で実施する中間検査において事務手続上の明らかな誤りが判明した場合には、改善報告書等の提出を求めることがあるが、当該報告書等には相談記録

は含まれていない。

(オ) 国及び横浜市の施策の情報共有、基幹相談支援センター事業の進め方等について話し合う相談員連絡会を開催しており、横浜市職員が事務局として資料を作成しているが、当該資料には相談記録は含まれていない。

イ このような実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、他に本件保有個人情報の存在を推認させる事情も認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件保有個人情報を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

(第四部会)

委員 板垣勝彦、委員 飯島奈津子、委員 山本窓亜

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

| 年 月 日                        | 審 査 の 経 過             |
|------------------------------|-----------------------|
| 令和 7 年 5 月 14 日              | ・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理 |
| 令和 7 年 7 月 3 日               | ・審査請求人から主張書面を受理       |
| 令和 8 年 5 月 7 日<br>(第54回第四部会) | ・審議                   |
| 令和 8 年 6 月 4 日<br>(第55回第四部会) | ・審議                   |